

和歌山工業高等専門学校研究生規則

制 定 平成 2 年 6 月 23 日

最近改正 平成 16 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 和歌山工業高等専門学校学則第 58 条第 2 項に基づき、研究生に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(入学資格)

第 2 条 研究生として入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者
- 三 和歌山工業高等専門学校が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の時期)

第 3 条 研究生の入学の時期は、原則として、学年又は学期の始めとする。

(出願手続き)

第 4 条 研究生として入学を志願する者は、次に掲げる書類に検定料を添えて、校長に願い出なければならない。

- 一 研究生入学願書 (本校所定のもの)
- 二 履歴書
- 三 最終学校の卒業 (又は修了) 証明書
- 四 健康診断書 (本校所定のもの)
- 五 現に職を有している者は、勤務先所属長の承諾書又は依頼書

(入学者の許可)

第 5 条 前条の入学志願者については、面接試験その他による選考の上、校長が入学を許可するものとする。

- 2 入学の許可に際しては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。
- 3 入学を許可された者は、入学時までに所定の誓約書を提出しなければならない。

(指導教員)

第 6 条 研究生に対しては、指導教員を定める。

(研究期間)

第 7 条 研究生の研究期間は、6 か月以上 1 年以内とする。ただし、研究生の願い出により、校長が必要と認めるときは、1 年に限り、その期間を延長することができる。

- 2 前項の規定により研究期間を延長するときは、所定の延長願いを期間満了前までに校長に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の規定により研究期間を延長するときは、検定料及び入学料は徴収しない。

(授業料の納付)

第 8 条 研究生の授業料は、所定の期日までに、研究期間に係る全額を納付しなければならない。ただし、学期ごとの期間に分けて、それぞれ当該期間に係る額を納付することができる。

- 2 授業料を納めない者は、除籍する。

(授業)

第9条 研究生は、指導教員が研究上必要と認めた場合は、授業科目担当教員の承諾を得て、その授業に出席することができる。

(研究報告)

第10条 研究生は、その研究が終了したときは、研究報告を指導教員を経て、校長に提出しなければならない。

2 研究生の願い出により、研究証明書を交付することができる。

(特別費用)

第11条 研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

(検定料、入学料及び授業料)

第12条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）に定められた額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(退学)

第13条 本規則に違反した者又は疾病その他やむを得ない事情により成業の見込みがない者に対しては、校長は退学を命ずることがある。

(他の規則等の準用)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学内諸規則を準用する。

附 則

この規則は、平成2年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。